

# (1-2) 課税ベース拡大②: 生産性向上を促す設備等投資促進税制の縮減・廃止

- 設備投資減税は、**当初の期限通り**、平成28年度に支援措置を縮減し、平成28年度末に廃止することを決定。
- 縮減・廃止期限を明確化することで、期限内の設備投資を強力に後押し(「やるなら今でしょ」)。

**改正概要** 【適用期間:平成26年度から3年間(平成28年度末まで)】

※産業競争力強化法の施行日から適用

**対象設備**

## A. 先端設備

- 旧モデルと比べて年平均1%以上生産性を向上させる最新モデル

<対象>

◆機械・装置(限定なし)

◆器具・備品

(試験・測定機器、冷凍器付陳列ケース、サーバー<sup>(※)</sup>など)

◆建物関連(ボイラー、LED照明、断熱材・断熱窓など)、

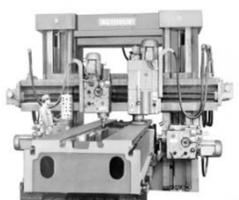
◆稼働状況等の情報を収集・分析・指示するソフトウェア<sup>(※)</sup>

※サーバーとソフトウェアは中小企業のみ

◆工具(ロール)

<確認方法>

各設備を担当する工業会等が、メーカーから申請を受けて確認



## B. 生産ラインやオペレーションの刷新・改善

- 事業者が通常作成する設備投資計画上の**投資収益率が15%以上**

(中小企業は5%以上)

※個々の設備等は、生産性向上・最新モデル要件を満たす必要なし

<対象> 機械・装置、工具、器具備品、ソフトウェア、建物、建物附属設備及び構築物

<確認方法> 申請者が作成する簡素な設備投資計画を、会計士又は税理士がチェックし、経産局が確認。



**税制措置**

(注)産業競争力強化法施行日から適用

	H25年度中 (注)	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
<b>特別償却</b>	即時	即時	即時	50%特償	廃止
(うち建物、構築物)	即時	即時	即時	25%特償	
<b>税額控除</b>	5%	5%	5%	4%	
(うち建物、構築物)	3%	3%	3%	2%	

※ 産業競争力強化法の省令において対象設備の基準を定める。